

**沖縄県依存症対策地域支援事業
令和 7 年度補助金交付申請募集要項**

沖縄県保健医療介護部 地域保健課

1 補助金交付の目的

沖縄県アルコール健康障害対策推進計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者やその家族が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体を支援することを目的に、沖縄県依存症対策地域支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、令和 7 年度の補助金交付申請を募集する。

2 応募資格

アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものであることを資格要件とする。

- (1) 沖縄県に住所を有する団体であること。
- (2) 補助対象経費を同じくする国、他の自治体の補助金を受けていないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 県立総合精神保健福祉センターが主催するアディクション連携会議に参加している団体であること。
- (5) 県内に在住、在勤又は在学している構成員を 9 割以上有し、かつ当該構成員を 5 人以上有する団体であること。
- (6) 年間を通じ、概ね月に 1 回以上補助事業を実施する団体であること。
- (7) 申請時現在で過去 1 年間において申請しようとする補助事業を実施した活動実績があること。
- (8) 申請しようとする補助事業を継続的に実施できる体制を備えていること。（例：電話、SNS 相談の積極的实施、研修等の Web 会議活用など）
- (9) NPO その他営利を目的としない団体であること（収益事業を有さないこと）。

3 事業実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 補助対象事業

アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体が県内において実施する次の(1)から(4)までのいずれかの事業に対し、その活動に要する経費の全部又は一部を補助する。

- (1) ミーティング活動（上限 10 団体に合計 30 万円までの補助を目安とする）
アルコール関連問題を抱える者やその家族が互いに悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動を支援する。
（例：ミーティング会場の提供、専門スタッフの派遣による技術支援など）
- (2) 情報提供（※）
- (3) 普及啓発活動（※(2)と(3)合わせて上限 5 団体に合計 20 万円までの補助を目安とする。）
アルコール関連問題を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供（主として自団体の宣伝広告を目的としたものは認められない）を行うことや、アルコール関連問題に関する普及啓発活動を支援する。
（例：医療、保健、行政等の専門機関の情報提供に関するリーフレットやアルコール関連問題の理解を促進する刊行物発行・配布、講演会など）
- (4) 相談活動（上限 2 団体に合計 200 万円までの補助を目安とする。）
アルコール関連問題の相談を受ける活動を支援する。
（例：酒害相談や家族教室等への支援、自助団体に対する相談技術向上に向けた支援、相談活動の会場の提供など）

5 補助率・補助金額

補助率は 10 分の 10 とする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内において行う。

6 提出方法・提出書類

下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）**※総額 250 万円を超えないこと**
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
※ 対象経費の積算根拠が分かる見積書・資料等は、必ず添付すること。
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 団体に関する調書（様式第 4 号その 1 及び様式第 4 号その 2）
- (5) 沖縄県依存症対策地域支援事業補助金交付決定前着手届(様式第 7 号)

※令和 6 年度から追加

- (6) 定款、規則又はこれらに準ずるもの
 - (7) その他
 - ア 団体構成員名簿（参考様式）
 - イ 申請時において 1 年間の活動実績がわかる資料（参考様式）
 - ウ 令和 7 年 4 月 1 日現在の団体の概要のわかる書類（パンフレット等）、財産目録、貸借対照表の写し
- ※ 任意団体にあつては、会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把

握できる書類を提出すること。

7 申請期間

令和7年4月28日(月)から5月14日(水)まで

※いかなる理由があっても期間を過ぎての申請は認めない

8 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 3 階

沖縄県保健医療介護部地域保健課精神保健班 あて

9 補助対象経費

要綱別表に規定されている補助事業の実施に必要な下記の経費を補助対象経費とする。

(1) 賃金

(例：相談員の賃金など)

(2) 報償費【謝金】

(例：講師、執筆者、司会者等の謝礼金など)

(3) 旅費

(例：講師等旅費、スタッフ旅費など)

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）

(5) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）

(例：郵送料、切手代、固定電話代、携帯料金など)

(6) 委託料

(7) 使用料及び賃借料

(例：賃借料、会場使用料、機器リース料、有料道路（高速道路）利用料など)

(8) 備品購入費

(例：事業実施に必要な物品（比較的長く使用し、かつ保存できるもので、一品の取得価格が3万円以上であるもの）の購入費など)

(9) 負担金、補助金、助成金、交付金

※ 各経費の【 】内は、公益法人等事業における対象経費名である。

10 留意事項

- ・事業実施に当たっては、感染対策に配慮した上での対面相談、電話及びSNS相談の積極的実施、研修等のWeb会議活用等、団体の状況に応じた対応を行うこと。
- ・交付額は予算の範囲内で決定するため、申請者の直近の活動実績内容、事業実施場所（地域性）、他関係機関との連携実績を勘案し、採択事業の優先順位や

それに応じた配分額により総合的に検討した上で決定する。

- ・補助金交付額は必ずしも申請額どおりになるとは限らず、減額した上で決定されることがある。そのため、当該補助金申請額の減額決定に左右されないように事業計画を立てること。

11 その他

- (1) 1 団体（複数の申請団体で構成員の 2 分の 1 以上が共通する場合は、同一の団体とみなす）当たりの申請は、1 件とする。
 - (2) 募集要領に適合しない応募は、無効とする。
 - (3) 下記の経費は、補助対象経費としない。
 - ・個人の負担を直接的に軽減するもの
 - ・下部組織等を有する団体の、専ら当該組織に対する財政支援を目的とするもの
 - ・社会通念に照らして适当ではないもの
 - ・宗教活動や政治活動を目的とするもの
 - ・補助事業に直接関与しないもの（例：銀行手数料、領収書等で補助事業に必要であると分かる証拠書類の提出ができないもの、施設整備（土地や建物の買収、土地の整地、宿舍の設置等を含む。）等を目的とする経費など）
- ※ 団体の管理運営に係る経費については、経常的な性質を有する経費は補助対象としないが、本補助事業の対象事業を実施するために必要な経費に限り、補助対象とすることができる。
- (4) 補助金対象事業がアルコール関連問題以外（例：薬物依存症、ギャンブル等依存症など）に取り組む事業が含まれている場合は、当該事業のうちアルコール関連問題の支援事業に係る経費を区別できる（又は当該経費の算出方法などがわかる）資料がなければ、当該事業を補助金対象事業として認められない。
 - (5) 提出書類の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

12 問合せ先

沖縄県 保健医療介護部 地域保健課 精神保健班 依存症対策担当

T E L : 098-866-2215